

「兵庫県多可町タウンプロモーションプロジェクト」

企画運營業務委託仕様書

1. 業務名称

「兵庫県多可町タウンプロモーションプロジェクト」企画運營業務委託

2. 業務目的

兵庫県多可町は、全国でも珍しい「山田錦発祥のまち」、「杉原紙発祥のまち」、「敬老の日発祥のまち」の3つの発祥を持つ町でもあり、オンリーワンの資源、自然豊かな山などの観光資源、播州織など伝統ある地場産品や地元産木材などの地域資源を活用した特産品を有するが、全国的には知名度は広く浸透していないのが現状で、都市部からの移住、定住を考える際に多可町を選んでももらえないだけでなく、選択肢にもあがっていない。

このような現状を見つめ直し、「兵庫県多可町」の知名度を高めるため、魅力を効果的に発信し、都市部などから選ばれる町として広く全国に関係人口や交流人口を増やし、ひいては定住人口を獲得することを目的とする。

また、町民誰もが多可町の魅力を発信できる施策を行い、多可町に対する愛着心をはぐくみ、多可町が全国・全世界から注目されるような話題性を創出する仕掛けを施し、多可町の認知度やイメージの向上を図る。

3. 業務期間

契約締結日（令和4年4月予定）から令和5年3月10日（金）まで

4. 業務内容

本業務の内容は、概ね次のとおりとするが、プロポーザルの実施において決定した最優秀提案者の企画提案により調整することとする。

（1）多可町地域担い手人材教育育成プロジェクトの実施。

- ・多可町地域担い手人材教育育成プロデューサーを置き、月2回程度多可町内指定場所にて教育育成プログラムを地域の担い手に実施すること。
- ・プロデューサーは、下の①～⑤の各分野においてそれぞれアサインし、プロデューサーの来歴を企画提案書に明示すること。

① 特産品開発・ふるさと納税広報戦略

② 移住定住支援

③ タウンプロモーション・SNS PR

④ ワークেশョン・テレワーカー誘致

⑤ スタートアップ・起業家育成・誘致

・教育育成プログラムの内容は上の①～⑤の分野を予定し、多可町と相談し、決定すること。

・この事業は、地域の担い手とコミュニケーションを醸成する観点から、多可町内施設での現地対面で実施することを原則とする。（リモート講義は、新型コロナウイルス感染症拡大防止等の特段の理由がない限り認めない。）

・月に1回程度、多可町役場において本プロジェクトの進行状況や課題抽出などの対面会議に参加すること。

・本プロジェクトの運営実施体制を企画提案書に盛り込み、併せて多可町との連携体制について記載すること。

(2) 多可町デジタルタウンプロモーション戦略プロジェクトの実施

・このプロジェクトを行うにあたり、令和3年度に同様のタウン（シティ）プロモーションの実績が全国5自治体以上あること。（企画提案書に、過去同様受託実績の効果数値等を明示すること。）

・プロモーション回数は2回以上行うこと。

・デジタルメディアにおいて、多可町プロモーションを実施すること。

（デジタルサイネージやディスプレイ・リスティング広告のみのPRは除外とする。）

・プロモーションエリアは首都圏・関西地域とし、プロモーション対象者は、20代～40代の子育て世代とする。

・単なる既存WEBメディアやSNS上のプロモーションだけではなく、独自性のある企画提案であること。（自社サービスの会員組織等があれば明示し、加点対象とする。）

・タウンプロモーションの内容は、多可町の特産品や生活環境、観光や移住検討者の認知を盛り込んだ内容とすること。（令和4年度制作予定の多可町制作の公式動画視聴を促すプロモーションが盛り込まれた場合は加点対象とする。）

5. 対象

この事業の対象は、主に全国の子育てのファミリー層に対して事業の実施を行うこと。

6. 成果品及び納期

受託者は、次の成果品を随時及び委託業務終了までに提出すること。

なお、成果品の所有権、著作権、利用権は本町に帰属するものとする。

- (1) 事業実施報告書
- (2) インプレッション数、PV数、CTR、CPA、動画視聴数等を報告すること。
- (3) 継続した情報発信ができるよう個人データ（氏名・メールアドレスは必須。）を取得すること。
- (4) 個人データを収集の際、多可町からの継続情報発信について同意承諾を必ず得ること。（企画提案書に、本プロモーションでの個人情報獲得予測数を明示すること。）
- (5) 納期 事業が終了後速やかに納品すること。

7. 委託料の支払

委託料に支払い方法及び支払時期については、多可町と協議して決定する。

（各事業終了後に分割して支払うこともできる。）

8. 注意事項

受託者は、以下の点に留意すること。

- (1) 本業務に係る経費はすべて委託業務金額に含めること。
- (2) 本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。
- (3) 業務を円滑に遂行するため、逐次事務局と打合せを行い、業務集中時には確実に対応ができるようにすること。
- (4) 受託者が業務上で知り得た情報等を第三者に漏らしたり公言してはならないものとする。また、知り得た情報は本業務以外に使用してはならない。業務完了後も同様とする。
- (5) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、一部を第三者に再委託するときには、あらかじめ書面で報告し、承諾を得ること。

- (6) 本仕様書に定めのない事項やその他疑義が生じた場合は、別途協議を行い、その指示を受けること。また、業務内容については受託者の提案により変更を検討することがある。
- (7) 受託者は、業務の実施にあたり、「人口ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」など主要な関連計画等の施策体系を把握するとともに、最新の情報や事例を広く収集し、実用性の高い提案を行うこと。
- (8) 本業務の進捗状況等、情報共有を図るため、随時ミーティングを行うこと。
- (9) 事業実施スケジュール及び月次計画書・報告書を作成し、提出すること。
- (10) 業務実施にあたっては、関連法令等、委託契約書及び仕様書を遵守し、常時、町と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (11) 町は、必要に応じて業務の実施状況について調査し、受託者の報告を求めることができるものとする。
- (12) 業務を実施するにあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他排他的権利の対象となっている素材を使用するときは、その費用負担及び使用交渉の一切を行うこと。
- (13) 本仕様書において、明示がない事項や疑義が生じた場合は、その都度、町と協議し、その指示に従うものとする。
- (14) 業務の実施にあたり、不測の事態が生じた場合は、町に責任がある場合を除き、受託者の責任で解決すること。また速やかに町に連絡すること。